

◆静岡市建設工事の担い手確保・育成事業に関するQ & A【建築・建築設備工事編】

【週休2日工事について】

(工事の契約後から完了まで)

Q1 : 月単位の週休2日工事とは。

A1 : 工事着手日を第1始期日として各月毎に原則として土曜日、日曜日において8日以上の日を定め、休日を確保する工事です。

Q2 : 通期の週休2日工事とは。

A2 : 工事着手日を第1始期日とした4週間(28日)のうち、原則として土曜日、日曜日において8日間以上の休日を定め、休日の確保が8日/28日(28.5%)以上とする工事です。

Q3 : 現場代理人は現場への常駐義務があるが、現場代理人が休日を取得する際の考えはどのようになりますか。

A3 : 静岡市建設工事執行規則第22条第4項において、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるとしていますので、必ずしも常駐しなければいけないというものではありません。このため、現場代理人が休日を取得する際には、受注者において、監理技術者又は主任技術者など当該現場を把握している技術者を常駐させるなど、発注者との連絡がとれる体制をとってください。なお、現場代理人の休日の際の施工体制を総合施工計画書に記載するなど、発注者と体制を共有するようお願いします。

Q4 : 監理技術者は専任の者でなければならないのでしょうか。

A4 : 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

Q5 : 発注者指定型とは。

A5 : 発注者指定型は、発注者が週休2日を実施することを指定する方式で、受注者は指定された週休2日を実施していただきます。営繕工事における発注は原則『月単位の4週8休』とします。週休2日対象工事として発注された工事は発注者指定型として、入札公告及び施工条件明示事項に明示されます。

週休2日工事に関する特記仕様書は市ホームページ(静岡市トップ>事業者向け>公共事業の技術政策>共通仕様書・ガイドライン>施工条件明示事項に関連する特記仕様書等)をご覧ください。

Q6 : 必ず『月単位での4週8休(発注者指定型)』としてなければなりませんか。

- A6 : 全ての営繕工事を対象に『月単位の4週8休（発注者指定型）』として発注をお願いします。
また、月単位の4週8休を踏まえた工期設定をして頂くようお願いします。
- Q7 : 契約後に発注者指定内容での実施が困難と判断された場合の協議方法は。
- A7 : 契約後に現場調査等により、月単位での休日確保が困難となる可能性があります。その場合、
受注者は総合施工計画書提出前までに静岡市建設工事共通仕様書による『工事打合せ簿』を
活用して、実施可能な休日設定での協議を監督員と行ってください。また、月単位での休日
設定が困難な場合、『通期の4週8休』を実施することとしてください。なお、通期の4週8
休への変更となった場合には、適切に契約変更の手続きを実施して頂くようお願いします。
- Q8 : 総合施工計画書への記載内容は。
- A8 : 総合施工計画書の（15）法定休日・所定休日（週休二日の導入）に週休2日の実施内容を記
載してください。
- Q9 : 休日及び全体の対象期間について教えてください。
- A9 : 週休2日工事の休日とは、工事現場の作業を一切行わないことです。対象となる期間は、工
事着手日（準備期間を含まない）から現場施工が完了する日（後片付け期間を含まない）ま
となります。

準 備 期 間：契約工期の初日（着手）から現場に継続的に常駐を始める前までの期間であ
り、現場事務所の設置や現場代理人による現地測量等の期間を含みます。
※分離発注の場合は、契約毎に準備期間が異なる場合が考えられます。

後片付け期間：工事の完成に当たり、建築物等の内外又は当該工事に関する部分の後片付け
及び清掃を行う期間であり、足場、現場事務所等の仮設物を撤去する期間や
自主検査・官庁検査（建築、消防等）は含みません。なお、これに該当する
期間が1日に満たない場合は、後片付け期間の設定は不要です

夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）は週休2日工事の全体の対象期間には含めませ
ん。また、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者が
あらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なく
される期間等）も全体の対象期間には含めません。

対象期間外となる「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」とは、以下のよう
な例が該当する

- ・施設運営上の都合等により急きょ施設管理者から要望を受け、監督員の下承のうえ計画
を変更して休日作業を実施した期間
- ・自然災害への突発的な対応や、予測困難な気象警報発令に伴う事前措置のため、休日作
業を実施した期間
- ・設計図書で明示していない施工条件に係る特別な状況への対応（地下埋設物・埋設配管
のとりこわし、地盤改良、土壌汚染処理、アスベスト含有材処理 等）に要した期間

(月単位)

6月			7月																														
28 金	29 土	30 日	1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月	30 火	31 水
始 期 日	休 日	休 日						休 日	休 日						休 日	休 日						休 日	休 日						休 日	休 日			
1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

※28.5%ではないが、当該月の土日日数以上の休日を取得ていれば達成とみなします。

6月	休日2日/3日	休日率：66.6%（達成）
7月	休日8日/31日	休日率：25.8%（達成とみなす）

7月						8月																														
26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
始 期 日	休 日	休 日						休 日	休 日						休 日	休 日	休 日	休 日	休 日	休 日	休 日	休 日	休 日						休 日	休 日						休 日
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28

《夏季休暇》対象期間外とします

7月	休日2日/6日	休日率：33.3%（達成）
8月	休日11日/28日	休日率：39.2%（達成）

9月																														10月			
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4		
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
始 期 日				休 日	休 日						休 日	休 日						休 日	休 日						休 日	休 日							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	対象期間外				

9月	休日8日/28日	休日率：28.5%（達成）
10月	対象期間外	土日を含んでいないため対象期間外

(通期)

6月	7月																											
30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
始 期 日			休 日	休 日						休 日	休 日						休 日	休 日						休 日	休 日			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	

休日8日/28日

7月				8月																											
28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
始 期 日			休 日	休 日						休 日	休 日			休 日	休 日	休 日	休 日	休 日						休 日	休 日						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15				16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	

夏季休暇のうち(例えば5日間ある場合)
3日間は対象期間に含めない(休日にも含めない)

休日8日/28日

Q10 : その建設現場以外(受注者の社屋等)で勤務した場合、休日の扱いはどうなりますか。

A10 : 他の場所での勤務に関わらず、現場事務所での作業を含めて1日を通して当該工事に係る現場作業が無い状態であれば現場閉所(現場休息)日として扱います。

Q11 : 「分離発注工事」として扱うのはどのような場合でしょうか。

A11 : 同一の建築物に係る建築、電気設備、機械設備等を分離発注する場合等を想定しています。なお、施工時期・期間が大幅に異なる場合は「分離発注工事」には該当しません。

同一敷地内で複数の工区に分割して発注する工事がある場合は、仮設等で相互調整が必要ですが、全体の工程計画は独立したものとなるため、必ずしも「分離発注工事」とする必要はありません。

Q12 : 月単位の週休2日において、当月の対象期間に平日しかない場合はどう考えればよいですか。

A12 : 当該月については対象期間外となります。当該月の対象期間における土曜日、日曜日の合計日数が0となるためです。

なお、通期の週休2日は対象期間全体で判断するため、本取扱いとは適用できません

Q13 : 分離発注工事での現場閉所はどのように考えればよいでしょうか。

A13 : 分離発注工事での現場閉所については、工事現場全体で週休2日に取り組みます。具体的な対象としては、同一の建築物に係る建築、電気設備、機械設備等を分離発注する場合等が想定されます。

①対象期間

契約ごとに契約日や準備期間が異なる場合が考えられますので、契約毎にそれぞれ現場に継続的に常駐する最初の日を対象期間開始日とします。ただし、対象期間最終日については原則としてすべての「関連工事」で同日とします。

②日ごとの現場閉所(現場休息)

その日が現場閉所(現場休息)日であるかは、各発注工事単位で判定します。

※担い手確保及び働き方改革の観点より、関連工事全体で原則土曜日、日曜日を現場閉所とすることを基本としてください。ただし、営繕工事では他工種との錯綜のため、休日を関連工事全体で設定することが困難なケースが想定されます。その場合に「現場休息」として、各発注工事単位で休日を設定してください。なお、現場休息は休日として扱います。

現 場 閉 所 : 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

現 場 休 息 : 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう

Q14 : 分離発注工事での現場休息はどのように考えればよいでしょうか。

A14 : 分離発注工事での現場休息については、各発注工事単位で現場事務所の週休2日に取り組みます。休日設定は、現場閉所と同様で発注工事単位で現場に継続的に常駐する最初の日を工事着手日とします。現場施工完了日については原則としてすべての関連工事で同日とします。ただし、契約の工期末日が契約ごとに異なる場合を除きます。

Q15 : 始期日は何曜日と考えればよいでしょうか。

A15 : 始期日は何曜日でも構いません。工事着手日が（例：火曜日）の場合、第1始期日（火曜日）を基準として月単位ならばその月で（8日/28日）、通期であれば4週間（28日）の間に8日間以上の休日（原則、土曜日、日曜日を休日に設定する）を確保することになります。また、通期の場合は、29日目の火曜日を翌始期日（第2始期日）と設定します。

Q16 : 降雨、降雪等による予定外の休日は、休日の取得実績と考えてよいでしょうか。

A16 : 降雨、降雪等による予定外の休日は、休日として認めます。

Q17 : 休日設定をする際に、祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A17 : 公共建築工事標準仕様書で行政機関の休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日）に施工しないことを原則としているため、設計図書で特に指定する場合等を除き、祝日も原則休日とした休日設定で計画してください。

Q18 : 通期の4週8休を実施し、最終の期間が28日に満たない場合、休日の日数はどのように考えればよいでしょうか。

A18 : 最終の期間は28日に満たない場合がありますので、期間の日数に対してQ1A1の休日の確保状況以上になるよう休日を確保してください。

例 4週8休相当で取り組み、最終対象期間が20日の場合 $20 \times 0.285 = 5.7$ 日（切り上げて）休日が6日必要

Q19 : 着工当初の余裕のある時期に4週10休とし、繁忙期に4週4休として、対象期間全体で休日数を確保してもよいでしょうか。

A19 : 基本的に、月単位の4週8休での発注を原則としているので、月単位での休日確保としてください。通期の4週8休となる場合は、対象期間全体で休日の確保状況以上となれば休日を確保したこととしますが、建設業の働き方改革を推進する観点から、4週間（28日）ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めてください。

また、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）は週休2日の休日とは別の休暇としますのでご注意ください。

Q20 : 休日設定をする際の振替休日の考え方や休日を予定していたが休日を取れなかった場合の考え方を教えてください。

A20 : 原則、同一期間（月単位の場合は、当該月内）の中で休日を振り替えてください。

ただし、取得できなかった休日が対象期間の末日付近だった場合については、翌対象期間

において休日を確保してください。

(月単位での事例)

例1 月途中での始期日は、当該月内での始期日からの土日発生数以上の休日を確保する設定とし、翌月は翌月内で28.5%以上の休日を確保する。

例2 月末に天候不良による予定外の現場閉所が発生し、翌月に振り替え作業をした場合は、翌月は計画通りに休日が確保できたとして、判断してください。なお、振替作業日は1週間以内を目安としますが、これが難しい場合は受発注者協議により設定してください。

(通期での事例)

例1 (第1始期日からの4週間を第1期間、第2始期日からの4週間を第2期間と表現して) 第1期間の終盤で休日予定日に作業を行ったため、4週7休となった。第2期間に振替休日を設定して4週9休とすれば第1、第2期間を通して4週8休を確保したことになる。

例2 第1期間の終盤で降雨により休日としたため、4週9休となった。代わりに第2期間の休日予定日に作業を行ったため4週7休となっても第1、第2期間を通して4週8休を確保したことになる。

Q21 : 休日予定日が自然災害等により作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるのでしょうか。

A21 : 原則、振替休日を取得してください。ただし、地震、暴風雨、豪雨、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保など切迫した事態が生じ、当該工事の進捗に関係なく災害対策又は不測の突発的事故対策として、やむを得ず緊急に作業を実施した場合で、振替休日が取得できなかったときは、振替休日の未取得日として考慮する必要はありません。対象外期間として取扱います。また、別途「工事一時中止」の措置をとるなど、柔軟な対応を行ってください。

Q22 : 休日取得計画を監督員へ報告する必要がありますか。

A22 : 工事着手日(準備期間を含まない)から現場施工が完了する日(後片付け期間を含まない)までの休日を設定し、工事着手前までに監督員へ提出してください。休日を確保した結果については、対象期間(月毎または各始期日から28日間)と休日確保日を明確にして各対象期間(月単位の場合は、月毎)終了後7日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)に監督員へ提出してください。なお、土曜日は青字、祝日及び日曜日は赤字等で示し、確認が容易にできるようにする等の工夫をしてください。

降雨、降雪等による予定外の休日により、予定していた休日を作業日に変更する場合は、その都度休日取得計画を監督員へ提出してください。

なお、監督員への提出は、電子メール等による情報通信技術を用いた提出も可能とします。

Q23 : 休日の予定、結果の報告は情報通信技術を用いた提出でもよいですか。

A23 : 可とします。受発注者双方において、効率的にデータ授受ができる体制でご対応ください。

Q24 : 週休2日工事を実施した場合、工事成績評定の加点対象となりますか。

A24 : 月単位または通期の4週8休での休日を確保した場合に工事成績評定で加点します。

Q25 : 週休2日対象工事を受注し、週休2日を実施したが4週8休未満となってしまった場合、ペナルティはありますか。

A25 : 減額の設計変更を行います。成績評定における減点措置はありません。

Q26 : 週休2日を確保した結果、工期末に工事が完了できなくなりましたが、これを理由に工期延期は認められますか。

A26 : 発注段階で4週8休を考慮した工期設定をしていることから、週休2日を確保したことを理由とした工期延伸は認めておりません。ただし、施工途中において受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更が可能です。

Q27 : 週休2日を実施することで、通常の工事の積算方法と異なりますか。

A27 : 発注者指定型は、当初の予定価格において、特記仕様書【建築・建築設備工事】に掲げる補正係数を乗じた補正を行います。なお、休日の確保状況を確認後、休日の確保状況に応じた補正係数による補正での変更契約を行います。

なお、専門工事業者等から徴収する見積価格（建設現場での労務を含む価格）を参考として設計単価を設定する場合には、公共建築工事標準仕様書の施工条件（土日祝、年末年始休工）を前提とした価格を参考とするため、週休2日の補正を行う対象にはなりません。

Q28 : 工事看板への記載内容等を教えてください。

A28 : 『本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する週休2日工事』である旨を記載してください。

Q29 : 発注者指定の月単位での週休2日の実施が困難な場合はどうすればよいでしょうか。

A29 : 総合施工計画書提出段階で通期の4週8休での休日設定について、発注者と協議をお願いします。

Q30 : 毎週土曜日(令和5年10月～)を一斉休工とする“ふじ丸デー”は必ず実施しなければなりませんか。

A30 : 強制するものではありませんが、静岡県内の公共工事での共通の取り組みとして静岡市も賛同して取り組んでいますので、休工にご協力願います。

Q31 : 週休2日の取り組みに関する書類の提出は情報共有システムを使用してもよいですか。

A31 : 情報共有システムに限らず、情報通信技術を用いた提出を可能としていますので積極的にご活用ください。

Q32 : 「受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難」とは具体例は教えてください。

A32 : 契約後の対象期間開始前に以下のような状況が生じ、原契約の工期内で4週8休以上の工程を計画することが困難な状態を指します。この場合には、対象期間開始前に受発注者間で

対応を協議してください。

＜実施が困難な場合の例＞

- ・自然災害等により適切な時期に施工を開始できなくなった。
- ・代替できない資材の流通が急に滞り、適切な時期に施工を開始できなくなった。
- ・分離発注工事が入札不調で、適切な時期に施工を開始できなくなった。 等

Q33 : 工事成績評定における「担い手確保・育成につながる取組み」について、工期を通して4週8休以上(休日が工期の28.5%以上)を実施した取組項目があるが、どこまでが対象となるのか。

A33 : 「工期を通して」とは、対象期間（月毎も含む）内で4週8休以上を達成したものとなります。

【快適トイレについて】

Q1 : 造園工事などは対象外ということで良いか。

A1 : 快適トイレの女性専用トイレの設置基準につきましては、土木系及び建築系の専門工事を含めて一式工事と表現しておりますので、専門工事についても対象としてください。また、建築工事と設備工事の合算予定金額が対象要件以上の各工事についても、快適トイレの対象としてください。

Q2 : 対象金額未満の工事で任意に実施した場合、検査時に加点となりますか。

A2 : 快適トイレの費用を設計計上していないが、受注者が自主的に設置した場合、検査時の評価対象になります。

Q3 : 対象となった工事について、施工場所に常設トイレがあった場合にも設置する必要がありますか。

A3 : 常設トイレが常に使用可能な場合は設置する必要はありません。ただし、施工中に使用できなくなった場合は監督職員と受注者が協議して設計変更の対象としてください。

Q4 : 同一ヤード内で施工時期が重なる工事が複数ある場合は、本体工事等ですでに設置済みの快適トイレ等を利用することは可能ですか。

A4 : 同一ヤード内に既に設置されている快適トイレが使用できる場合は新たに設置する必要はありません。ただし、工事間調整等により使用できなくなった場合は、監督職員と受注者が協議して設計変更の対象としてください。

Q5 : 快適トイレのレンタル料（円／日）の当初設計時の計上日数は、何日間計上すれば良いですか。

A5 : 快適トイレのレンタル料（円／日）の当初設計時の計上日数については、工期の全日数を計上し、最終変更時に実日数で清算するようにしてください。

（製作期間の長い工事（鋼橋上部、機械設備等）については、別途考慮してください）

・静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動について

Q1 : 全件対象で適用させるのか。

A1 : 全件対象をお願いします。

・イメージアップ事業の実施について

Q1 : イメージアップ経費の計上は、国の補助事業工事も対象としますか。

A1 : 国はイメージアップ経費をすべての工事で計上していることから、静岡市の補助事業においても国の土木工事標準積算基準書を適用して設計している工事については、従前通り対象と

してください。

Q2：塗装工事等の専門工事についても、イメージアップ経費を計上しますか。

A2：土木工事標準積算基準に掲載されている工種で積算している場合は、基本的に経費を計上してください。また、対象除外について下記のとおり通知文に記載しておりますので、工事発注課で判断してください。

（対象除外について）建設現場が山間地や裏手にあるなど市民の目の届かない場合やイメージアップが現場の状況によって履行が不可能な場合などはこの限りではない

Q3：土木工事積算基準書の「イメージアップ」の名称が、平成29年度より「現場環境改善」に変更されていますが、積算等で変わることはありますか。

A3：平成29年度の土木工事積算基準書（以下、H29基準書）のイメージアップ（現場環境改善）のイメージアップ費率（現場環境改善費率）が改定されていますので、H29基準書を使用して積算する工事については、新しいイメージアップ経費（現場環境改善費）で積算してください。また、名称の変更につきましては、建築工事や水道工事に変更がないことから、土木工事につきましてはイメージアップ（現場環境改善）として運用してください。

・その他

Q1：いずれも、各工事に取り組むというよりも、建設業界全体で取り組むべき内容と思われる。建設業協会に働きかけるなどして、担い手確保・育成事業を進めた方が良いのではないか。

A1：前向きなご意見ありがとうございます。技術政策課では平成28年度より①女性座談会、②技術系高校生ディスカッション、③産官学討論会などを開催し、様々な方からご要望をいただいております。今回の事業もその一環として施行するものです。今後につきましても建設業協会に限らず幅広く情報提供していきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。静岡市建設業の担い手確保・育成の取組みに関する情報は、市ホームページ（静岡市トップ＞事業者向け＞公共事業の技術政策＞建設業の担い手確保・育成事業）をご覧ください。